

令和5年8月4日

公 示

陸上自衛隊小平学校長

東京都小平市喜平町2-3-1に所在する陸上自衛隊小平駐屯地における自動販売機の設置及び経営の業者を下記のとおり募集するので、関係書類を承知の上、申し込まれたい。

記

1 公募に付する事項

(1) 業務期間

令和6年4月1日から原則として5年以内

ただし、必要に応じて、原則として1度に限り更新可能とする。

(2) 設置施設の所在地及び名称

東京都小平市喜平町2-3-1

陸上自衛隊小平駐屯地（細部別示）

(3) 公示掲載期間

令和5年8月4日（金）から同年8月22日（火）

2 応募資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者

(2) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3) 令和4・5・6年度の全省庁における「物品の製造・販売等」に係る一般競争（指名競争）参加資格を有すること。

(4) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者

(5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び第5号から第9号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 応募業者の必要書類及び説明会

(1) 必要書類

陸上自衛隊小平駐屯地公式ウェブサイトよりダウンロードされたい。

陸上自衛隊小平駐屯地公式ウェブサイト

(<https://www.mod.go.jp/gsdf/kodaira/keiyaku/koukoku.html>)

「入札公告」参照

(2) 説明会

ア 日 時：令和5年8月23日（水）午後2時30分から

イ 場 所：陸上自衛隊小平駐屯地 本部庁舎5階 小講堂

ウ 説明事項：募集要領、仕様書、提出書類に関すること。

エ 参加申込先

陸上自衛隊小平学校総務部厚生課厚生幹部 廣垣

住 所 〒187-8543

東京都小平市喜平町2-3-1

電話番号 042-322-0661（内線311）

F A X 042-322-0661（内線319）

（駐屯地交換に送付先（内線319）を告げた後、送信すること。）

オ その他

- (ア) 1参加業者あたり出席者は2名までとする。また、車両の乗り入れ等に関しては、1業者1台とする。

- (イ) 説明会に参加を希望される業者の方は、説明会参加申込書（別紙）を令和5年8月22日（火）午後1時までには持参、郵送又はFAXにて提出すること。
- (ウ) FAXで参加希望を提出する業者については、説明会参加申込書（正）を説明会当日までには持参、又は郵送すること。
- (エ) 持参する場合は、10日から18日を除く平日の10時から17時（13時から14時を除く。）までに訪駐されたい。
- (オ) 小平駐屯地入門の際は、小平駐屯地正門で入門受付を実施し、受付係の指示に従うこと。

4 問い合わせ先

陸上自衛隊小平学校総務部厚生課長 渡邊

厚生課厚生幹部 廣垣

電話 042-322-0661（内線310・311）

※10日から18日を除く平日10時から17時（13時から14時を除く。）

